

石川町公告 30 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び石川町財務規則（昭和 58 年石川町規則第 17 号）第 112 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 6 年 10 月 2 日

石川町長 首藤剛太郎

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事等番号 都 6 第 1 - 1 号
- (2) 工事等名 町道 3061 号線 落石防止対策工事
- (3) 工事等箇所 石川町大字坂路字山小屋地内
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 26 日まで
- (5) 工事等種別 一般土木工事
- (6) 工事等概要 L=15.0m A=180.0 m²

2 最低制限価格

設定する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事等の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事に登録され、かつ同要綱に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項による許可を受けていること。
- (5) 最新の一般土木工事に係る「経営事項審査結果通知書」における土木一式の総合評定値が 600 点以上であること。
- (6) 過去 5 年間で、対象工事等と同種かつ同程度の実績があること。
- (7) 石川郡内に本店、支店、営業所を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、石川町制限付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、入札参加資格確認申請書（実施要綱様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、総務課財政係に持参により提出すること。

ア 3の(3)は、配置予定技術者等の資格・経験通知書（実施要綱様式第4号）による。

イ 3の(6)は、同種工事の施工実績書（実施要綱様式第3号）による。

ウ 3の(4)及び(5)については、それぞれ確認できる資料を添付すること。

(2) 申請書の配付

- ア 配布期間 令和6年10月 2日（水）から
令和6年10月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- イ 配付時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- ウ 配付方法 総務課財政係（石川町役場2階）で直接受取るか、町ホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書の受付

- ア 受付期間 令和6年10月 2日（水）から
令和6年10月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- イ 受付時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- ウ 受付場所 総務課財政係（石川町役場2階）
- エ 受付方法 持参提出（郵便等によるものは受け付けない。）

5 設計図書等の閲覧

入札参加資格確認申請書の受付終了後、設計図書を次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 石川町都市建設課（石川町役場2階）
- (2) 閲覧期間 令和6年10月 2日（水）から
令和6年10月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- (3) 閲覧時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで

(4) 設計図書等閲覧及び貸出

設計図書等は、入札参加資格申請によりCDにより貸出すものとする。なお、設計図書等の貸出期限は、令和6年10月23日（水）までとする。

6 質問書の提出

設計図書等に関し質問があるときは、質問書を持参またはFaxで提出すること。

(1) 提出場所 石川町都市建設課土木維持係 (Faxの場合は0247-26-0360)

(2) 提出期限 令和6年10月15日(火)午後5時まで

7 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和6年10月17日(木)までに質問者にFaxにより行うとともに、設計図書等閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。

8 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知

入札に参加する者に必要な資格の確認結果については、令和6年10月18日(金)までに入札参加資格確認通知書(実施要綱様式第8号)により通知する。

9 入札に参加する者に必要な資格を有しない者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格確認通知書で入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、令和6年10月21日(月)午前10時までに総務課財政係に説明を求める書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。

(2) 町は、入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて説明を求められたときは、令和6年10月22日(火)までに書面により回答する。

10 入札参加資格の喪失

入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、3に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、指名停止処分を受けたときは、入札に参加する資格を喪失する。

11 入札執行日時等

(1) 入札日時 令和6年10月23日(水)午前10時

(2) 入札場所 石川町役場 正庁(3階)

12 入札保証金

免除とする。

13 契約保証金

石川町財務規則第97条の規定による。

14 前払金

石川町財務規則第65条の2の規定による。

15 部分払

なし

16 契約事項

石川町財務規則に基づき契約を締結する。

17 入札書記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

18 入札の執行

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札者は、入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。
- (3) 入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる書面を提出しなければならない。
- (4) 入札回数は、2回までとする。
- (5) これ以外については、施行令、石川町財務規則及び実施要綱の規定によるものとする。

19 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

20 その他

- (1) 石川町財務規則及び実施要綱については、町ホームページで確認すること。（町ホームページ URL <http://www.town.ishikawa.fukushima.jp>）
- (2) 本公告に係る様式については、総務課財政係で受取るか、町ホームページに掲載されている実施要綱よりダウンロードして使用すること。

○ 関係様式

- ・ 入札参加資格確認申請書（実施要綱様式第2号）
- ・ 同種業務の施行実績書（実施要綱様式第5号）
- ・ 配置予定技術者等の資格・経験通知書（実施要綱様式第6号）

(3) 問合せ先

ア 入札について

総務課財政係

電話 0247-26-2114

イ 工事等について

石川町都市建設課土木維持係 電話 0247-26-9132